



平成30年度まちづくり寄附金(ふるさと納税)の状況をお知らせします

問 政策企画課 ☎ 234

富士見市まちづくり寄附制度は、本市を応援してくださる個人や団体の皆さんからお寄せいただいた寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に基金を活用させていただく制度です。

平成30年度は937件、総額2億657万5,400円の寄附金をお寄せいただきました。寄附金は、いのちの授業の実施(子どもを育むまちづくりのための事業)、健康マイレージ事業の実施(健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業)、各公民館に冷水器を設置(生

涯学習を推進するまちづくりのための事業)、中学生の自転車用ヘルメット購入費用の一部負担(安心で安全なまちづくりのための事業)などの費用として2,051万2,094円を活用させていただきました。皆さんの温かいご支援に感謝申し上げます。



富士見知っトク

…6月初旬から7月初旬にかけて難波田城公園で蓮の花が咲きますので、ぜひご覧ください。(P.24参照)

平成30年度まちづくり寄附金および基金の内訳						
事業の種類		平成30年度			前年度までの基金積立額(円)	平成30年度末基金残高(円)
		件数(件)	寄附収入額(円)	基金取崩額(円)		
寄附金の使途	子どもを育むまちづくりのための事業	496	7,444,000	15,012,094	20,740,659	13,172,565
	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	78	1,320,000	1,500,000	5,084,511	4,904,511
	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	19	465,000	1,000,000	1,260,000	725,000
	安心で安全なまちづくりのための事業	117	1,880,400	1,500,000	4,296,586	4,676,986
	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	227	195,466,000	1,500,000	18,937,519	212,903,519
	小計	937	206,575,400	20,512,094	50,319,275	236,382,581
基金(預金)利子			82,212	—	—	82,212
合計			206,657,612	20,512,094	50,319,275	236,464,793

※寄附者は934の個人・団体で、件数は「寄附金の使途」を寄附者1人につき2事業選択した場合、2件としています。



重症障がい児(者)等訪問型在宅レスパイトケア事業を始めます

問 障がい福祉課 ☎ 337

一時休息(レスパイト)の支援

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)などに対し、看護師などが自宅に出向き、一定時間、家族などの代わりに医療的ケアおよび常時の見守りなどを行うことで、家族など一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。

対象/現在訪問看護を利用している次のいずれかの方

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障がい児
- 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児(者)

費用/市民税の課税状況に応じて自己負担あり(生活保護世帯および非課税世帯は無料)

サービス回数/年度内に12回まで

サービス時間/1回2〜4時間(30分単位)

申込み/申請書類を添えて障がい福祉課に申請してください。

申請書の配布/障がい福祉課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

事業者の方へ

事業系廃棄物(ごみ)の適正処理にご協力ください

問 環境課 ☎ 246

事業活動に伴って発生した廃棄物(ごみ)は、家庭ごみとは異なり市では収集を行いません。自らの責任で適正に処理を行う必要がありますので、下記をご参照ください。

事業系廃棄物(ごみ)とは

飲食店、店舗、事務所、病院、学習塾、銀行、公共機関などの事業活動を営む方々が排出するごみです。量の多少、法人・個人を問わず店舗部分などの事業活動に伴って発生する廃棄物は、すべて事業系廃棄物です。

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律および富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例により、事業者には次の責務が課せられています。

● 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

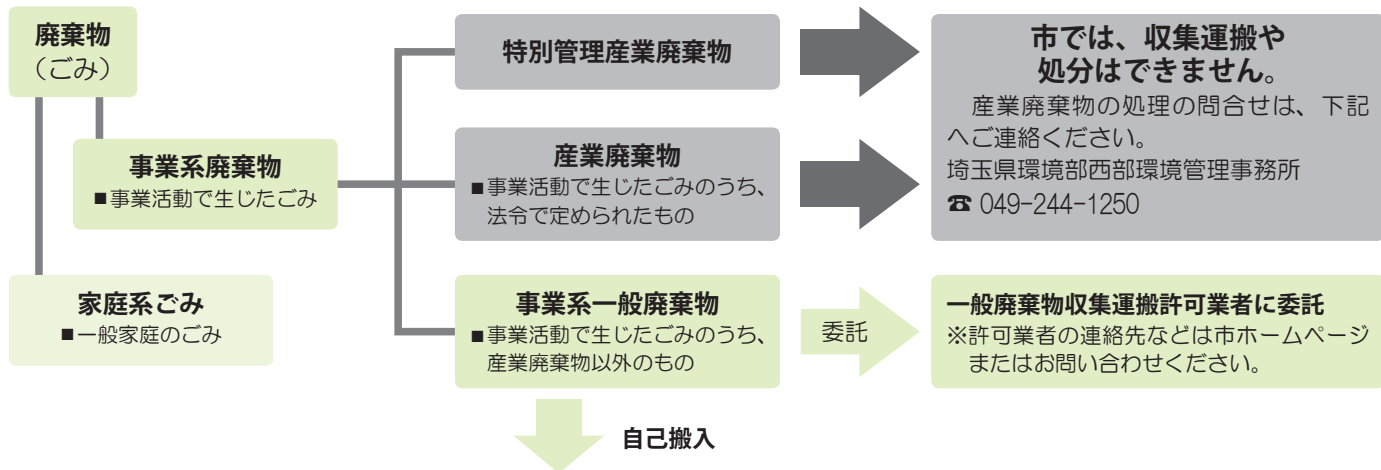
家庭ごみの集積所に事業系ごみを出すことはできません。

↓
法により罰せられることもあります。

- 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量に努めなければならない。

国、県および市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めなければなりません。

廃棄物の分類



【環境センターへ自己搬入する場合】

搬入できる一般廃棄物／可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり) ※搬入できないものは一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

処理手数料／【可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル】20kgにつき450円

【ビン】20kgにつき330円

【カン】無料

搬入施設／富士見環境センター(勝瀬480)

搬入時間／【平日】午前9時～11時30分、午後1時～4時 【土曜】午前9時～11時30分

申込み／事前の申込みが必要です。申込みは富士見市粗大ごみ受付センター(☎ 0570-001-530)へ電話で

平日の搬入：当日の午前8時30分～

土曜の搬入：その週の月曜から金曜まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時(先着20人)



富士見市協働事業提案制度による提案を募集します

問 協働推進課 ☎ 258

市民の皆さんの知恵と力を生かした協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度を設けています。市民の皆さんが日ごろ感じている地域の公共的な課題に対し、市との協働により効果的な解決を目指す事業の提案を募集します。

市民提案型協働事業

提案者が市と協働により市内で実施する、公益的な事業を企画・提案してください。

提案者／次の要件をすべて満たす団体

- ① 3人以上の団体で、その過半数が市内在住、在勤、在学の個人
- ② 市内に事務所または事業所があり、主な活動場所が市内にあること
- ③ 協働事業を主体的かつ的確に遂行できる体制であること

募集期間／6月3日(月)～7月31日(水)

提案の審査など／書類審査、提案者によるプレゼンテーションによる選考の後、実施する事業提案を採択します。

事業実施期間／令和2年4月～令和3年3月

補助金額／市の予算の範囲内(上限額20万円)

アイデア提案

市民提案型協働事業へ転換することを前提とした事業を提案してください。市がアイデアを登録し公表します。一緒に事業を実施する人を探すこともできます。

提案者／市内に在住、在勤、在学する個人および市内に事務所または事業所がある法人や団体など

募集期間／随時

【共通事項】

制度の詳しい案内や申請書類は募集要領をご覧ください。募集要領は市ホームページ、協働推進課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、サンライトホール、ピアザ☆ふじみなどの公共施設にあります。

※申請に関する相談は随時行っています。

申請方法／申請書類を協働推進課へ郵送または直接申請してください。

令和元年度実施の採択協働事業

昨年度市民の皆さんから提案され、協働事業として採択した2事業です。

① 富士見ぞう列車がやってきたコンサート

団体：富士見みんなでプロジェクト

担当：地域文化振興課

文化芸術を通じた多世代交流や、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かに育てるため、市民が主体の合唱団を公募で組織し、合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」をコンサート形式で演奏します。合唱団は小学生以上から大人まで幅広く募り、プロの指導者による練習を重ねて本番の公演を目指します。

公演情報

とき／8月31日(土) 午後2時開演(予定)

場所／キラリ☆ふじみ

※詳しくは広報『富士見』8月号でご案内します。



市民参加型合唱団の練習のようす

② ミニ鉄道運転会 40周年記念車両製作

団体：富士見市ミニ鉄道クラブ富士見部会

担当：協働推進課

市内外の多くの子もたちが楽しんでいるミニ鉄道運転会の機関車は老朽化が進み、修繕を繰り返しています。来年迎える40周年を祝い、より安全で親しまれる運転会を継続するため、新しく電気機関車を製作します。



ミニ鉄道運転会のようす



国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

☎ 保険年金課 健康保険係 ☎ 313 老人医療係 ☎ 321

6月1日スタート! 国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査

生活習慣病の早期発見・予防・健康の保持のため、「特定健康診査」や「健康診査」を受けましょう。該当の方にはピンク色(国民健康保険)または黄色(後期高齢)の封筒で受診券を郵送します。

健診期間 / 6月1日(土)～11月30日(土)
持ち物 / 保険証、受診券、自己負担金(1千円)

健診機関 / 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

※毎年10～11月に受診される方が多く、またインフルエンザの流行時期とも重なり医療機関が大変混雑します。6～9月の早期受診をおすすめしています。

※雇用先で労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した国保の加入者の

人間ドックについて

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

対象 / 受診日に30歳以上で、納期到来分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を完納している方

費用 / 自己負担額 7千550円(検査料3万4千452円のうち2万6千900円を補助、2円切捨て)

申込み / 保険年金課で受診票と問診票の交付を受け、富士見市・ふじみ

方は、その結果を保険年金課へ持参してください。

※40～74歳の方で未受診の方には、手紙や電話で受診状況の確認をする場合があります。

健診の結果、生活習慣の改善が必要と思われる方には特定保健指導のご案内が届きます。ご利用ください。健康保険組合など社会保険に加入している方は、ご加入の保険者へお問い合わせください。

※昭和19年5月1日～8月31日生まれの方には、誕生日の翌月末日ごろに後期高齢者医療から受診券を送付します。また上記以外で実施期間中に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日までに国民健康保険証を提示し、受診してください。

野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

※人間ドックの受診は、特定健康診査を兼ねますので、どちらか1回のみ受診してください。

特定健診とがん検診を同時に受診できます。

がん検診について詳しくは、健康増進センター(☎049-252-3771)にお問い合わせください。

埼玉県後期高齢者医療歯科健康診査を受診ください

昭和18年4月2日から昭和19年4月1日生まれまでの方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、無料の歯科健診が受けられます。

健診期間

7月1日(月)～令和2年1月31日(金)

※詳しくは埼玉県歯科医師会、後期高齢者医療広域連合から6月中旬に届くご案内をご覧ください。

☎ 県後期高齢者医療広域連合給付課
048-833-3130



富士見市マスコットキャラクター ふわっぴー

国民健康保険の特定健康診査を受診した方の中から抽選で計80人にプレゼント!

「健康習慣で丈夫なからだづくりを」をテーマにした富士見市特選健康グッズをプレゼントします。この機会にぜひ受診してください。

対象 / 国民健康保険特定健診を初めて受診した方または3年以上続けて受診した方(計80人)

当選の発表 / 当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます(令和2年3月ごろを予定)。



地球温暖化防止活動支援 補助金の受付開始

問 環境課 ☎ 242

温室効果ガス排出量の削減を図るため、地球温暖化の防止に役立つ機器や車両を導入する方に予算の範囲内で補助金を交付します。今年度は新たに「電気自動車」および「プラグインハイブリッド自動車」の助成を追加しましたので、ぜひご検討ください。

再生可能エネルギー関係

対象／次のすべてに該当する方

- ① 市内の住宅（新築・既築住宅）に再生可能エネルギー機器などを設置した方または設置してある市内の新築住宅を購入した方で、当該住宅に居住しており、住民登録のある方
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 富士見市住宅用太陽光発電システム設置奨励金および富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付を過去に受けたことがない方（同一世帯の方も含む）

※定置用リチウムイオン蓄電池は①②の該当で可

対象機器／下表のとおり（未使用のものに限る）

次世代自動車関係

対象／次のすべてに該当する方

- ① 使用の本拠の位置が市内である次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社などに留保されている場合は使用者）
 - ② 市内に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方
 - ③ 市税の滞納がない方
- 対象車両／下表のとおり

【共通事項】

申込み／申請・必要書類を環境課へ提出してください（郵送不可）。
 申請書類の配布／環境課で配布しています。市ホームページからも入手できます。
 ※代理人による提出の場合は委任状が必要です。
 受付期間／6月3日（月）～令和2年2月17日（月）
 ※受付期間を過ぎると補助金の申請ができなくなります。
 交付決定／申請書類を審査し、令和2年3月に交付決定を行います。

再生可能エネルギー関係

対象機器(補助金額)	交付要件
太陽光発電システム(5万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽電池容量が1kw以上で、住宅の屋根などへの設置に適しているもの ● 電力会社との系統連系(余剰電力を商用電力に送電可能なもの)に伴う電力受給契約を自らまたは同一世帯の方が締結し、電力受給契約日(電力会社の「特定契約のご案内」に記載された日付)が2月1日から令和2年1月31日までのもの
自然循環型太陽熱利用システム(3万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財団法人ベターリビングにおいて優良住宅部品の認定を受けており、引渡日が2月1日から令和2年1月31日までのもの
強制循環型太陽熱利用システム(5万円)	
HEMS(2万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記いずれかと併設し、引渡日が2月1日から令和2年1月31日までのもの
定置用リチウムイオン蓄電池(5万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 蓄電容量が1kw以上で、引渡日が2月1日から令和2年1月31日までのもの

次世代自動車関係

対象車両(補助金額)	交付要件
電気自動車(15万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月1日から令和2年1月31日までの間に、初めて新規登録等を受ける四輪以上の自動車(中古の輸入車を除く) ● 自家用の自動車 ● リース契約によらない自動車
プラグインハイブリッド自動車(5万円)	



街頭防犯カメラ設置費用の一部を補助

問 安心安全課 ☎ 445

安全で安心なまちづくりを推進するため、町会や商店会など地域的な共同活動を行う団体に対し、街頭防犯カメラ設置費の一部を補助します。補助金の交付要件など、詳しくはお問い合わせください。

※予算の都合で台数や回数を制限させていただくことがありますので、必ずご相談ください。

申請期限／9月30日（月）



避難行動要支援者登録制度のご案内

問 福祉課 地域福祉係 ☎ 334

市では災害が発生した時、支援が必要な高齢者や障がいのある方などを対象に、安否確認や情報の提供、避難誘導など、地域の皆さんとともに地域での助け合いの仕組みを作るため、避難行動要支援者登録制度を設けています。

登録対象者／援助する人がおらず、自力避難が困難な自宅で生活する次の①～⑤に該当する方

- ①ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ②日中ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ③介護保険の要介護認定2以上の方
- ④障害者手帳を所持している方
- ⑤そのほか避難行動要支援者として市長が認めた方

登録方法／申請書を記入し、福祉課へ提出してください。随時受け付けています。

※申請書は福祉課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

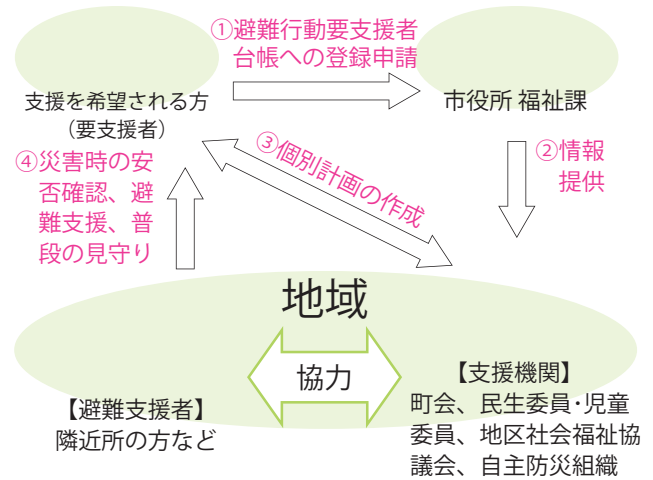
※登録には地域の支援機関に登録者の個人情報を提供することへの同意が必要です。

支援内容／緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動をスムーズに行えるように、支援機関と登録者情報の共有・活用を図ります。

平常時には…支援機関の方が、登録されている方のお宅を訪問して身体の状態、災害時の避難支援方法などについて確認を行います（個別計画の作成）。

災害時には…地域の支援機関の方などが協力して、避難誘導、安否確認などの支援を行います。

避難行動要支援者登録制度の流れ



マイナンバー(個人番号)カードをつくりましょう 申請手続きをお手伝いします

問 市民課 ☎ 101

申請のお手伝い

市民課で申請のお手伝い（マイナンバーポータル端末によるウェブ申請の補助やマイナンバーカード用写真の撮影・提供など）を行います。

初回の交付手数料は無料です。通知カード（個人番号カード交付申請書）と本人確認書類、認印をお持ちいただき、ぜひ申請してください。詳しくはお問い合わせください。

申請のお手伝い実施日

6月10日(月)～令和2年3月13日(金)

平日午前9時～正午、午後1時～4時

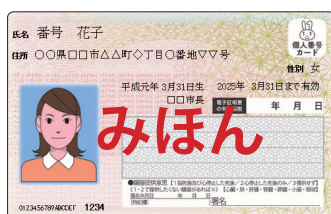
マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載されており、顔写真付きでICチップを搭載したセキュリティの高いカードです。身分証明や将来的には各種行政手続きの電子申請などに利用できます（市では現在住民票などのコンビニ交付サービスは行っていません）。

また、マイナンバー制度を解説した点字広報誌、大活字広報誌および音声CDもありますので、お問い合わせください。



通知カード
(個人番号カード交付申請書)



マイナンバーカード



自転車用ヘルメット 購入費補助

問 交通・管理課 ☎ 408

ヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方のうち、約半数が頭部の負傷が致命傷です。

市では自転車用ヘルメットの着用を促進し、事故の被害を軽減するため、自転車を利用する子どもや高齢者に対し、予算の範囲内で自転車用ヘルメット購入費の一部を補助しています。

対象／市内在住の中学生以下の子どもまたは65歳以上の高齢者

※補助は対象者1人につき1回限りで、購入から1年以内のものに限ります。

※市立中学の1・2年生は、この補助制度の対象外です。

補助額／購入費用の2分の1の額で1千500円を限度とし、ます（100円未満切り捨て）。

必要書類

- 補助金交付申請書、請求書
- 領収書原本（申請者氏名の記載があるもの）



- SGマークなどの安全基準を満たす製品であることが分かるもの（説明書やパッケージなどの写し）

申請書の配布／交通・管理課で配布しています。市ホームページからも入手できます。
申込み／購入から1年以内に、必要書類を添えて交通・管理課へ申請してください。



税は納期限内にお納めください

問 収税課 ☎ 362

税は納期限までに自主的に納付していただくことをお願いしています。納期限を過ぎると本来納付すべき税金のほかに延滞金が加算されます。また、督促や催告などをしていても納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、法令に基づきやむを得ず差押えなどの「滞納処分」を受ける場合がありますので、必ず納期限内の納付をお願いします。

なお、特別な事情で納期限までに納付することができない場合には、そのままにせず、お早めにご相談ください。

滞納処分などの流れ



便利で確実な「口座振替」(ペイジー口座振替受付サービスで簡単に申込み)

「口座振替（自動払込）納付」は、収税課に銀行のキャッシュカードと納税通知書をお持ちいただければ簡単に申し込めます。納期限日ごとに指定口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れを防ぐことができます。ぜひご利用ください。

「モバイルレジ」を利用した市税などの納付

「モバイルレジ」とは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォン（一部の携帯電話含む）のモバイルレジ専用アプリのカメラで撮影し、クレジットカードまたはインターネットバンキングを利用して市税などの納付ができるサービスです。納付に出向く手間も省け、現金が手元になくても納付が可能なので大変便利です。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

窓口時間延長と土曜納税・相談窓口のお知らせ

夜間納税・相談／毎週木曜午後7時まで（祝日を除く）

土曜納税・相談／原則毎月第1土曜午前8時30分～午後0時30分

場所／収税課



令和元年（平成31年） 富士見市版健康マイレージ事業

問 健康増進センター ☎ 049-252-3771

令和元年（平成31年）富士見市版健康マイレージ事業が始まっています。今年の「健康ライフポイント（市独自ポイント）」賞品が決まりました。今年も素敵な商品が当たります。ぜひご参加ください。

※入荷状況などにより商品が変更になる可能性があります。

※富士見市版健康マイレージ事業について詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象期間／1月1日～12月31日



ふじみA賞

歩いたり、各種健（検）診・ふじみヘルシーウォーク大会・健康教室などに参加してポイントを貯めましょう。

- 風を感じよう！自転車 1人(69歳以下)
- 元気に歩こう！ウォーキング用ポール 1人(70歳以上)
- 地産地消 安心なお米！富士見市特別栽培米5kg 20人
- 地域の商店を活用！うさみん商品券2,000円 30人
- 野菜を食べよう！JA商品券2,000円 20人

ふじみA⁺賞

- 1か月の平均歩数が5,000歩/日以上の方の中から毎月抽選
- 地域の商店を活用！うさみん商品券2,000円 1人

ふじみB賞

- 1年間の総歩数が上位20位までの方の中から抽選
- ウォーキングを快適に！ウォーキング用グローブ・ソックス 1人

「健康ライフポイント」は、埼玉県コバトン健康マイレージに参加し、市より送付された「確認事項」に同意した方が抽選の対象になります。参加している方に別途ご案内します。参加の申込みやポイントなど詳しくは市ホームページをご覧ください。



スポーツジム・スタジオなどの料金改定

問 市民総合体育館 ☎ 049-251-5555

5月21日から市民総合体育館のスポーツジム・スタジオの利用料金を改定し、より気軽にご利用できるようになりました。健康増進・体力向上などにお役立てください。また、メインアリーナ、多目的室1・2・3を個人利用可能な施設に追加しました。ぜひご利用ください。

スポーツジム・スタジオの利用料金

区分	利用料金
2時間	300円（新区分）
3時間	400円（変更なし）
1か月	4,000円（800円値下げ）

各施設の個人利用

施設	時間	利用料金
メインアリーナ・サブアリーナ・柔道場・剣道場・弓道場・多目的室1・多目的室2・多目的室3	2時間	200円

※子ども（小中学生）および高齢者の利用料金は半額（スポーツジム・スタジオを除く）

※申込みなど詳しくはお問い合わせください。



児童手当・特例給付を受給している方へ

問 子育て支援課 ☎内 341

「現況届」の提出をお願いします

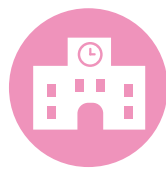
児童手当・特例給付を継続して受給するために、「児童手当・特例給付現況届」を必ず提出してください。対象世帯には、6月上旬に届出用紙を発送しますので、必要書類を添えて同封の返信用封筒で郵送してください。

返送期間／6月1日（土）～30日（日） ※消印有効

届出に必要なもの／受給者の健康保険証の写しなど、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※2～5月分の児童手当・特例給付は、6月14日（金）にご指定の口座に振り込みます。





子どものことで悩んでいませんか

問 教育相談室 ☎ 049-253-5313

小学校入学前や在学中の子どもの保護者を対象に、お子さんの心身の発達、小学校での学習や生活に関するご心配など就学にかかわる相談を行っています。相談は無料です。秘密は守りますので、安心してご相談ください。

こんなことで悩んでいませんか

- 集団になじめず、大きな集団の中では学習に取り組めないかもしれない。
- 話し方が幼く、言葉の遅れがある。
- 話の内容を理解するのに時間がかかる。
- じっとしているのが苦手で、集中して物事に取り組みにくい。
- 物事に強いこだわりがある。
- 基本的な生活習慣を身につけるのに時間がかかる。
- ある音を別の音で発音したり抜かしたりし、正しい発音ができない。 など

相談場所／教育相談室(富士見特別支援学校3階)

申込み／電話でお申し込みください(月～金曜午前9時～午後5時)。



雨水貯留施設(タンク)の設置助成

問 道路治水課 ☎ 409

雨水の有効活用および内水による家屋などへの浸水の軽減を図るため、雨水を貯留する施設を設置する方に補助金を交付します。

※雨水貯留施設は自宅の屋根に降った雨水を貯めるための施設です。

対象／次の要件をすべて満たす方

- 所有権を有する住宅または併用住宅にお住まいの方
- 市税など、市の債権に未納がない方
- 富士見市雨水貯留施設設置要綱の補助金交付を受けていない方
- ほかの制度による同種の補助金交付を受けていない方

補助金額／施設設置費の2分の1 (上限額3万円)

申請期間／6月3日(月)～令和2年3月13日(金)
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

雨水貯留施設設置のメリット

- 雨水を貯めることによる道路冠水の抑制や家屋などへの浸水の軽減など
- 貯めた雨水を散水などに利用することによる上下水道料金の軽減など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



水害から身を守るために

携帯電話などを活用し、水害からの自主避難を

近年、豪雨による河川の氾濫、洪水、土砂災害などの大きな被害が発生しています。それらの被害を減らすには住民が主体的に避難することが大切です。

テレビやラジオ、防災行政無線などからの情報のほか、国土交通省が提供するサービスを活用し、水害から自主的に避難しましょう。

洪水情報のプッシュ型配信

緊急速報メールサービスで携帯電話やスマートフォンをお持ちの方に国土交通省が発信した洪水情報をお知らせします。

※洪水情報とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)および氾濫発生情報(レベル5)が発表された時に配信される情報です。

川の防災情報

大雨時に川の氾濫の恐れがある時などに、荒川上流河川事務所が雨や川の水位の状況などが分かる情報をリアルタイムで配信します。

問 安心安全課 ☎ 446

国土交通省荒川上流河川事務所 ☎ 049-246-6384



水害への備えは自助・共助で

問 安心安全課 ☎ 446

土のうの準備を

国道254号バイパス高架下に土のうを配備しています。市民の方へも配布していますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

なお、市による各個人宅への配送・回収は行っていません。山室、渡戸東、諏訪、丸池の各集会所および水谷東ちびっこ広場にも土のうを配備していますので、お近くの集会所などからご自身でお持ちくださいますようお願いいたします。

消毒方法の確認を

市は大雨などにより、浸水被害が発生し、汚水の流出などで公衆衛生上問題がある道路の消毒作業を実施します。

なお、ご家庭の敷地内については、各家庭での対応になりますので、ご理解をお願いします。

